

2016年JMRC北海道サーキットトライアルシリーズ 統一競技規則書

公 示

本シリーズは、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）公認のもとに、国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその付則ならびに、本統一競技規則書に従って開催される。但し、別途特別規則書、シリーズ規定が定められている場合はそちらを優先する。

第1章 総 則

第1条 シリーズの名称

JMRC北海道サーキットトライアルシリーズ

第2条 競技種目及び競技格式

サーキットトライアル（JAF公認：地方競技）【クローズド競技併催】

第3条 開催日および開催場所

特別規則書に記載。

第4条 オーガナイザー

特別規則書に記載。

第5条 大会役員

各大会プログラムおよび公式通知に示す。

第6条 参加車両

1. B部門：

B部門に参加する車両は、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードB車両（B車両）に適合したものとする。
2. AE部門：

AE部門に参加する車両は、FIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両で、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードAE車両（AE車両）に適合したものとする。

第7条 クラス区分

過給器付エンジンは、もとの排気量の1.7倍の排気量クラスとみなし、ロータリーエンジンはもとの排気量の1.0倍のクラスとする。
ただし、車両性能を鑑み、主催者が参加クラスを決定する場合がある。

1. B車両部門

クラス区分	エンジン気筒容積（換算後）
T B - 1	1500ccまでのB車両
T B - 2	1501cc以上2500ccまでのB車両
T B - 3	2501cc以上で2WDのB車両
T B - 4	2501cc以上で4WDのB車両

2. AE車両部門

クラス区分	エンジン気筒容積（換算後）
なし	すべてのAE車両

第2章 参加者

第8条 参加者

1. 参加者（エントラント）は、大会期間中有効なJAF競技参加者許可証を所持していなければならない。ただし、ドライバーが参加者を兼任する場合はその限りではない。
2. 参加者は、本規則ならびに特別規則書に定められた資格を有するドライバー、チーム要員の指名登録を行い、参加料を納入して期限内に参加申し込みの手続きを行わなければならない。
3. 参加者は、自分が指名したドライバー、その他チーム要員ならびにゲストに対して、諸規則の遵守と安全の確保について徹底させておく義務があり、これらの人々の言動や事故についてその最終責任を負わなければならない。また、ドライバー、チーム要員ならびにゲストも同様にそれぞれ責任を負うものとする。
4. 参加が正式に受理された参加者は、国際モータースポーツ競技規則付則J項、または国内競技車両規則に従って完全に車両を整備し、ドライバー、チーム要員とともに、必ず競技会に出場するものとする。なお、参加者本人が出場できない場合は必ず書面をもって代理人を指名しなければならない。
5. 参加者は、参加申し込み後、参加取消しを行う場合には、その理由を付した書面を大会事務局宛に提出しなければならない。ただし、参加取消しに対する参加料の返金は行わない。また、ドライバーが競技会に出場できない場合もエントラントはその理由を付して、速やかに大会事務局に届け出なければならない。

第9条 ドライバー

1. ドライバーは、大会期間中有効な運転免許証を所持し、本年度有効なJAF国内競技運転者許可証B又はAを所持していなければならない。
2. 20歳未満のドライバー等は、参加申し込みの際に親権者の承諾を得、承諾書を提出しなければならない。
3. 登録ドライバーの変更は、ドライバーに疾病、けが等やおぼつかない事情が生じた場合に限られる。公式車検開始前までに、書面で主催者の定める手数料を添えて大会事務局に提出し、大会審査委員会の承認を得なければならない。
4. ドライバーは、JMRC北海道の互助会に加入していなければならない。

第10条 ピットクルー

1. 競技に参加が許されるピットクルーは満16歳以上で、参加者によって指名登録された保険加入済み申告をした者に限られる。
2. 参加者はピットクルーの中から1名をチーム監督に選任して指名登録しなければならない。
3. ピットクルーの定員は大会特別規則書に明記される。車両のサービスに当たる者は作業に適した衣服を着用していなければならない。
4. シグナルプラットフォームまで出られる人員は特に規定された場合を除き、ピットクルー登録された2名までとする。

第3章 参加申し込み

第11条 参加申し込み

1. 参加申し込みは、参加申込書に必要事項を完全に記入した上で、参加料にすべての必要書類を添え、現金書留にて申し込まなければならない。（締切日消印有効）
2. 同一運転者は、1つの競技会で1つのクラスのみ参加が許される。
3. 同一車両による重複参加は認められない。
4. 組織委員会は、国内競技規則4-19により参加者に対し理由を明示することなく参加を拒否する権限を保有している。
5. 参加を受理された後、参加を取消す申し込み者には参加料は返還されない。
6. 選手受付を行った後、競技に出場できなくなった場合は、すみやかに大会事務局まで届け出なければならない。

第12条 参加受付

参加申し込みが正式に受理された参加者は、公式通知に示された日時および場所で行われる参加受付時に必要書類を提示、提出しなければならない。

第4章 参加者の遵守事項**第13条 参加者の遵守事項**

1. 参加者及びドライバーは、参加申し込みの際に必ずJAF国内競技規則4-15で定める誓約書に署名しなければならない。
2. すべての参加者は前記誓約書の主旨に従い、明朗かつ公正に行動し、言動を慎み、スポーツマンシップにのっとったマナーを保たなければならない。
3. すべての参加者は、競技会の期間中に薬品によって精神状態をつくろったり、飲酒してはいけない。また許された場所以外での喫煙をしてはならない。
4. 競技者は、主催者や大会後援協賛者、大会審査委員会、オフィシャル（競技役員）の名誉を傷つけるような言動をしてはいけない。
5. 参加代表者は、自分の行動はもちろん、チームのドライバー、チーム要員、ゲストなど全員の行動について責任をもたなければならない。
6. ドライバーは、必ずドライバーズブリーフィングに出席しなければならない。遅刻、欠席（退席）は許されない。
7. 本条項の違反に対する罰則は参加者、もしくはドライバーに課される。

第14条 入場証と通行証

1. 参加者、ドライバー、チーム要員及びゲストは発行されたクレデンシャル（入場証他）等を常に正しく身につけていなければならない。
2. 通行証（駐車許可証）が発行されている場合は、フロントウインドウ面に正しく装着し、決められた場所以外に駐車してはならない。

第15条 ピットの使用

1. 競技中に使用できるピットは大会事務局によって割り当てられる。
2. 競技中は、コース側のピットのシャッターは開けておくこと。
3. ピット内で大量の水を必要とするもの、必要以上に電力消費するものの使用は禁止される。
4. 燃料をピット内に貯蔵する場合、参加者は内容量3kg以上の消火器を最低1本配備しなければならない。それが適正に作動することを確認しておかなければならない。
5. ピット内ではタバコ等一切の火気を取り扱わないこと。また使用後は清掃すること。

第5章 参加車両規定**第16条 参加車両規定**

参加車両の詳細については各シリーズ規則または大会特別規則書に規定する。

第17条 競技番号

1. 競技番号（ゼッケン）は、主催者が決定し、競技会当日に配布される。ゼッケンは、公式車両検査までに左右前部ドア中央付近に確実に貼付すること。
2. 参加車両のゼッケンは、競技中常に保持されていなければならない。

第18条 トランスポンダー（自動計測装置）の装着

1. すべての参加者は主催者が用意したトランスポンダーを公式車両検査までに装着し、競技中常に装着していなければならない。取り付けを拒否した場合、出走は認められない。
2. トランスポンダーの配布は、選手受付時行い、返却については競技終了後1時間以内とする。（完走車両は車両保管解除後30分以内）万一破損・紛失した場合、修理代金が主催者より請求される。

4. トランスポンダーは、布等に包みドア下部にあるポケットに入れ動かないように固定する。指定場所にドアポケットの無い車両は、指定のホルダーと合わせて使用すること。ホルダーは、指定の場所にタイラップ・粘着テープ等で確実に固定する。計測装置本体のステッカー部分を上側とし、縦に取り付けること。
※選手受付時に取り付けの説明があった場合はそれに従うこと。

第19条 車両名称

1. 参加申し込みの際に登録する車両名称は、原則として車両メーカー（コンストラクターを含む）が定めたものでなければならない。
2. 車両メーカーが定めた名称以外のものを使用する場合には、登録の際に所定の欄に記入しオーガナイザーの承認を得るものとするが、オーガナイザーが発行または発表する公式プログラム、公式結果表書類や場内放送等においてその名称を強要することはできない。
3. 特別な車両名（スポンサー名等）を使用する場合は15文字以内とする。15文字を超えるものは削除または短縮する場合がある。また、公序良俗に反するものであってはならない。

第20条 車両広告

1. エントラントが競技車両につける広告は、社名および商品広告に限り許される。表示方法は、通常使用される貼付ステッカーに限り許可され、公序良俗に反するものであってはならない。
2. 車両広告はすべて公式車両検査において点検され、競技番号の判読を困難にするデザインのものや、不適当と判断されたものは修正が命じられる。これに応じない車両は競技参加を拒否される。

第21条 ドライバースブリーフィング

1. ドライバーは、必ずドライバースブリーフィングに出席しなければならない。
2. ドライバースブリーフィングに欠席もしくは遅刻した場合は、再ブリーフィングの対象となり、罰則の対象となる場合がある。

第22条 公式車両検査

1. 競技に先立ち公式通知で示されたタイムスケジュールに従って公式車両検査を実施する。
2. 参加代表者もしくは当該車両のメカニックは、出走可能な状態の車両とともに指定の時間内に車検指定場所にて公式車両検査を受けなければならない。同時に、ドライバーは、次のものを携帯もしくは着用して、技術委員の点検を受けなければならない。
 - ①ヘルメット
 - ②競技用衣服、靴、手袋などの着衣
 - ③HANSシステム（使用する場合）
3. 公式車両検査を受けない車両及びドライバー、検査の結果が不適当と判断された車両また、技術委員による改善命令に応じない車両、ドライバーは競技に出場できない。
4. 公式車両検査合格後、車両の安全性に影響を与えたり車両規定に関連して疑問を呈するような分解または修正を受けた車両、または同様な結果を生じるような事故にまき込まれた車両は再検査を受け、承認を受けなければならない。
5. いかなる車両も安全上の理由からスタートを禁止される場合がある。
6. 車両に対する撮影用カメラの搭載はすべてを主催者が管理するため、許可を受け取付方法について技術委員長の承認を受けることとする。
7. 競技長は事故にまき込まれた車両を停止し、車両の再検査、ドライバーの身体検査を求めることができる。
8. タイヤ並びに燃料の使用方法に関する詳細規定は、大会特別規則書にて指示される。

第23条 車両変更

1. 参加申し込みが正式に受理された後の車両の変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得なければならない。
2. やむを得ない事情による車両変更は参加申し込みを行った同一部門、同クラスについてのみ許され、変更が許される期限は参加確認終了までとする。

第24条 車両保管

1. 競技車両は、公式車両検査終了後から正式結果発表までの間、指定待機場所（パドック内）で保管されているものとする。但し、コース走行中、走行の為の移動を除く。
2. パドック内待機中の競技車両は、タイヤ交換、プラグ交換、Vベルト交換（調整）の軽微な作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合は、競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を受けること。

第25条 競技終了後の車両保管と入賞車の車両検査

1. 上位入賞車両及び必要と判断された車両は競技会審査委員会監督の下に特別規則書、公式通知に示された車両保管場所に入り、それらの車両は競技会審査委員会の指示がない限り、必要な時間その場所に保管される。
2. 車両保管場所への出入りは担当競技役員のみが許されるが、競技会審査委員会の許可がない限り、いかなる者も保管中の車両に触れることは禁止される。
3. 入賞車及び抗議対象車の車両検査には、本競技会の関係役員以外立ち会うことができない。
4. 車両検査に応じない車両は失格とされる。
5. 車両保管場所に入場しなかった車両は順位決定の対象とはならない。

第26条 再車検

1. 技術委員長は全参加者に対して随時再車検を行う権利を保有し、本条項の再車検に応じない場合は罰せられる。
2. 入賞車両及び抗議の対象となった車両については競技終了後、車両の分解または、その他内容により再車検を行う場合がある。

第6章 信号合図及び競技走行中の遵守事項**第27条 信号合図**

1. 競技中のドライバーに対する合図は、国際モータースポーツ競技規則H項に基づく旗信号（補助的に発行信号としての信号灯）によって行われる。

旗の種類	指示内容
赤旗	競技の中止。ドライバーは直ちに速度を落とし、ピット（あるいは指定された場所）に進行すること。必要に応じ停車できる態勢をとること。追い越し禁止。
黄旗	トラックわき、トラック上に危険箇所あり。徐行。追い越し禁止。
緑旗	トラックが走行可能（コースクリア）。黄旗区間解除。
赤の縦縞のある黄旗	路面が滑りやすい。
白旗	トラック区間に低速走行車両がある。
青旗	他の競技車両が接近、追い越しを行おうとしている。
黒旗	指示を受けたドライバーは、次の周回時にピット（あるいは指定された場所）に停止すること。
オレンジ色の円形のある黒旗	車両に機械的欠陥が生じている。指示を受けたドライバーは、次の周回時に自己のピットに停止すること。
黒と白のチェッカー旗	競技終了。

2. 旗信号に従わないドライバーには罰則が適用される。この違反行為の審判員の判定に対する抗議は受け付けられない。罰則は原則として当該ヒート無効とする。
※大会審査委員会は状況に応じて罰則を軽減したり、強化することができる。
3. コントロールライン付近で、黒旗、もしくは中にオレンジ色の円形のある黒旗とともに黒地に白文字のボードを提示された当該競技番号のドライバーは、次の周回時に必ず自己のピットに停車してオフィシャルの指示に従わなければならない。

第28条 走行中のドライバーの遵守事項

1. 走行中のドライバーは常に公認されたヘルメット、グローブ及び安全ベルト等を正しく着用（装着）しなければならない。
2. 車両に他者を同乗させてはならない。
3. コース走行は右回りとし、いかなる場合も逆走行してはならない。
4. レスキューロード等の規定外のコースを走行してはならない。
5. 走行中コントロールを失った車両、あるいは走路外に出た車両のドライバーがコースに復帰する時は、後続車両など他車の妨害にならないよう注意し、安全を確認しなければならない。
6. ピット及びコース上でのエンジンの押しがけは禁止とする。
これに違反した場合は、罰則が課せられる。
7. ピット停止をする場合は、必ずエンジンを停止すること。
8. 車両をコースに沿って押し進めたり、フィニッシュラインを押して通過することは許されない。いかなる場合もコース上の車両は、その車両の動力で推進されなければならない。これに違反すれば罰則が課せられる。
9. コース上に放置された車両は、たとえ一時的であっても理由・時間の如何を問わず競技を放棄したものとみなされる。
10. 緊急の際、競技中に救急車、消火車、競技役員車、レッカー車等の車両がコースを走行したり、必要な作業を行うため駐・停車したり、オフィシャルがコースに立ち入る場合があることをドライバーは承知していなければならない。
11. コース上にオイル等の液体を撒き散らす恐れのあるようなトラブルがあった場合は、ピットに戻ろうとはせず、速やかにコースアウトして安全な場所にマシンを止めなければならない。
12. チェッカー後は減速して安全に走行しピットインすること。

第29条 妨害行為

1. 競技中、ドライバーは故意に他の車両の走行を妨害してはならない。また、明らかに重大な事故の発生が予測できる危険な行為を行ってはならない。
2. コースわきのグリーン上コースカット等、規定外の走行は危険状態を避ける場合を除いて行ってはならない。
3. 唐突な進路変更、カーブの内側もしくは外側に向かって故意に車両を寄せること、その他の異常な進路変更を伴うような、他のドライバーを妨害するような行為を行ってはならない。
4. 競技会期間中いかなる場合においても『危険なドライブ行為』を行ってはならない。危険行為と判定された場合は、厳しく罰せられる。

第30条 リタイア（棄権）

1. 競技中、事故あるいは故障等により、以降の走行の権利を放棄（リタイア）するドライバーは、その旨を最も近いオフィシャル（コース委員／ピット審判員等）に報告しなければならない。
2. リタイアの報告は原則としてドライバー、または参加代表者が所定の用紙に署名して行わなければならないが、負傷その他やむを得ない事情で署名による報告ができない場合は、オフィシャルの判断でリタイアとみなされる。この判断に対する抗議は受け付けられない。

3. 競技中、ドライバーが車両を押してピットに戻ることは禁止される。この場合はリタイアとみなされる。

第7章 競技方法

第31条 競技方法

1. JAFスピード行事開催規定付則：サーキットトライアル競技開催要項に準ずる。
2. 競技は原則として2ヒート行う。ただし、天候等の事情により第1ヒート終了の時点で競技を打ち切る場合がある。
3. スタートはピットエンドから競技役員の誘導によって1台ずつコースインしラップタイムを計測する。
4. コースイン及びピットからの再スタートに際しては、安全確保のためイエローラインならびにコース合流点の『ホワイトライン』を越えてはならない。これに違反すれば罰則が課せられる。
5. フラッグタワーから走行終了の合図が出されたら、すべての車両はコースを1周してピットインすること。ピットインしたらオフィシャルの指示に従い、指定の場所まで移動する。
6. 計測は、規定された競技時間の経過をもって終了される。したがって、チェッカーフラッグが遅れて表示された場合においても上記の時点でその車両に対する計測は終了する。ただし、終了時刻後に走行中の最終周回については、その周回の計測タイムは有効とする。
7. 参加者は、競技中国際モータースポーツ競技規則付則H項に基づく信号合図など、競技に関する諸規定を遵守しなければならない。

第8章 競技中の車両修理とピット作業

第32条 競技中の車両修理

1. 競技中の車両の修理、調整、部品交換などは、ピット内（指定待機場所）でのみ許される。
2. ピットに準備してある部品、工具による修理、調整、部品交換は正規にピットインした車両に対してのみ行うことができる。
3. ピット以外で停止した車両に対して、修理、調整、部品交換などを行うことは厳重に禁止される。
4. 競技中に競技車両はいかなる場合も他からの援助を受けて押し出したり走行してはならない。ただし安全確保の目的で、オフィシャルが車両を移動させたり処置する場合はこの限りではない。

第33条 燃料補給

競技中の車両に対する燃料補給は認められない。

第34条 ピットイン及びピットアウト

1. ピットイン後、停車する車両は、自己のピットにできるだけ近い位置の走行レーンから作業レーンに入りできるだけ自己のピットに近づいて停止させなければならない。
2. ピットインして作業レーンに入った車両、及び当該車両のドライバーやピットクルーは、ピットインしてくる他の車両、あるいはピットアウトしていく他の車両の通路を妨害してはならない。
3. ピットインの際、自己のピット前を通り越して停車した車両はエンジンを停止させたのち、オフィシャルの承認を得て、当該車両のドライバー及びピットクルーによって後ろ向きに押し戻し、自己のピットに停車させることができる。
4. ピット地域におけるバックギアの使用は厳重に禁止される。使用した場合は、罰則が課せられる。
5. ピットアウトしようとする車両は、走行レーンにおいてはピットインしてくる車両に優先権があることを承知していなければならない。

- 特に規定がない場合、コースインはピット出口に設けられた信号灯に従わなければならない。競技中は、緑色のライトが点灯している時のみコースインする事ができる。

第35条 ピット作業

- 競技中の車両がピットインしたとき、当該車両のピットクルーは自己のピット前の作業レーンに出て作業することができる。ピット作業の場合を除いて作業レーンに出ること、部品や工具を作業レーンに置くことは禁止される。
- 作業レーンに出て作業が許されるのは、当該車両の登録ピットクルーに限られる。
- ピット作業中当該車両のドライバーは、車両を離れ作業を手伝うことが許される。
- ピット内及び作業レーンは清潔を保ち、器具を整頓し、火災予防につとめなければならない。喫煙は厳重に禁止される。
- エンジン調整のためのエンジン始動は、補給動力源を使用して始動させることが許される。但し、ピットから出走しようとする車両のエンジンを始動させる時は、車両に搭載されたスタート装置をドライバーがシートに着座した状態（ピット作業エリア内）で行わなければならない。

第36条 ピットサイン

- シグナルプラットフォームへ出て、ピットサインを送るピットクルーは、1チーム2名に限定される。
- シグナルプラットフォームに出入りする際には、最短距離で横断し、ピットイン及びピットアウトする車両に充分注意するとともに、車両の走行を妨げてはならない。

第9章 競技の中断および再開

第37条 競技の中断および再開

通常の安全な状態が保てなくなった場合、競技は赤旗により中断される。

- 競技の中断
 - 事故によってサーキットが塞がれた場合、又は天候その他の理由で競技を継続することが不可能となるような事態で競技を中断する必要が生じた場合、競技長はコントロールラインにおいて赤旗を表示し、同時に全てのオブザベーションポストにおいても赤旗が表示される。
 - 競技中断の合図と同時に全車両は直ちに競技走行を中止し、直ちに停止できるスピードで競技役員の指示に従って赤旗ライン（コースおよびピットレーンの双方を交差するライン）もしくは、特別に指示された場所にゆっくり進まなければならない。その場合に以下の事項を了解しているものとする。
 - ①競技車両及びサービス車両がコース上にあるかもしれないこと。
 - ②コースは事故により完全に塞がれているかもしれないこと。
 - ③天候の状態から競技速度での走行が不可能になっているかもしれないこと。
 - ④車両がピットレーンに入ることができないかもしれないこと。
- 再スタート

競技が中断された場合、競技長は競技会審査委員会と協議の上、競技を再開することができる。
- 競技会の延期・中止・取り止め

保安上または、不可抗力による特別の事情が生じた場合は、大会審査委員会の決定によって競技会の延期、中止、取り止め、あるいは競技時間の短縮を行うことができる。
- 競技は、第1ヒートが終了した時点で成立する。

第10章 順位の決定及び表彰式

第38条 順位決定

- 第1または第2ヒートの最高ラップタイムのうち速い方を採用し、順位を認定する。
- 2名以上のドライバーが同一の最高ラップタイムを記録した場合には、最初にそのタイムを出した車両が優先され、以下この方法に準じて順位が決定される。

第39条 表彰式

1. 競技終了後、計時委員長の名において競技の暫定結果が発表され、正式な抗議がない場合、大会審査委員会の承認を得て、暫定結果発表後30分後に競技長、及び計時委員長の名において正式結果が発表される。
2. 正式結果発表後、表彰式が行われ賞典が渡される。特別の事情により、表彰式に参加しないドライバーは、その旨を大会事務局に連絡し許可を得なければならない。無断で表彰式に参加しないドライバー及び参加者は、賞典を受ける権利を放棄したものとみなされる。

第11章 抗議及び罰則の適用**第40条 抗議の手続きと制限**

1. 参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。
 - 1) 抗議を行う時は、必ず文章（抗議書）により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長に提出すること。
 - 2) 抗議が正当と裁定された場合、抗議料は返却される。
 - 3) 抗議により、車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算定する。
 - 4) 審判員の判定、および計時装置に関する抗議は出来ない。
 - 5) 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。
 - 6) 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
 - 7) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。
2. 控訴の手続きは、国内競技規則第13章に従うこと。

第41条 罰則の適用

1. 本規則、及び公式通知に定められた規則に対する違反の罰則は、大会審査委員会が決定し、造反者に通告される。
2. 競技会で大会審査委員会が造反者に課することができる罰則は次の通りとされる。
訓戒、嚴重戒告（始末書提出）、罰金、当該ヒート無効、失格（出場停止）。
※ただし、大会審査委員会は状況に応じて罰則を軽減したり強化することができる。
3. 本規則に定められていない罰則の選択については、大会審査委員会の採択によって決定する。
4. 本規則による罰則に関する明確な条項の規定に限らず、必要な場合には罰則の追加を妨げない。
5. 本規則あるいは競技会審査委員会によって出された指示の解釈について疑義がある場合は、国内競技規則に制定されている抗議と控訴の権利を行使するか、またはJAFが特に決定しない限り、競技会審査委員会の決定が最終的なものとする。
6. 主催者が、ドライバー、参加者または車両について、競技結果成績に影響を与えるような検査を実施する場合は次の各項に従って行われる。
 - 1) 事前に競技会審査委員会の承認を得る事。
 - 2) 検査結果発表時期を主催者が明示する事。
 - 3) 検査結果により、競技結果成績の訂正があり得ることを主催者が公式通知で発表する事。

第12章 本規則の適用**第42条 本規則の解釈**

本規則及び本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈について疑義がある場合、参加者は文章により質疑申立てができる。質疑に対する解答は大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとし関係当事者に口頭で通告される。

第43条 公式通知の発行

本規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は、公式通知によって示される。

公式通知は、

- 1) 大会事務局に掲示される。
- 2) パドックビル横の掲示板に掲示される。
- 3) 競技前などに必要に応じて招集されるドライバーズブリーフィングで指示される。
- 4) ピットモニターにテロップ表示される。
- 5) 緊急の場合は、場内放送で伝達される。

第13章 オーガナイザーの権限**第44条 オーガナイザーの権限**

オーガナイザーは、次の権限を有するものとする。

- 1) 参加申し込みの受付に際してその理由を示すことなく、参加者、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
- 2) 競技長が必要と認めた場合、ドライバー対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、競技出場の健康上の理由による可否を最終的に指定することができる。
- 3) 競技番号の指定、あるいはピットの割り当て等にあたり、各参加者の優選順位を決定することができる。
- 4) 保安上または不可抗力により特別な事情が生じた場合、大会審査委員会の了承を得て競技の延期、中止、取り止め、および競技の短縮、コースの変更を決定することができる。ただし大会が中止された場合のみ、参加料は返還される。
- 5) 各クラスにおいて申し込み台数が2台に満たない場合、そのクラスを他のクラスに編入、またはそのクラスを取り止めることができる。
- 6) 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
- 7) 止むを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの指名登録、または変更について許可することができる。
- 8) すべての参加者、ドライバー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。
- 9) 賞典の取り扱いについて最終的な決定権を有する。

第45条 統括権

1. 規則違反、または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
2. 参加者は、課せられた罰金の支払いに対して責任を負うものとする。特別規則に明示された罰則は、国内競技規則によって規定された罰則を代替するものでなく、これに追加されるものである。

本規則は2016年4月1日より施行する。

以上

2016年JMRC北海道サーキットトライアルシリーズ規定

第1条 総則

本シリーズは、アマチュアスポーツとフェアプレーの精神に基づき、モータースポーツ全般の普及と技術向上を目的として開催され、諸規則、車両、マナーの違反は許されない。

第2条 大会

本シリーズは、国際自動車連盟(FIA)の国際スポーツ競技規則及び日本自動車連盟(JAF)国内競技規則、JMRC北海道サーキットトライアルシリーズ統一競技規則、本シリーズ規定並びに各大会特別規則に従って開催される。全ての参加者はこれらの諸規則に精通しこれを遵守するとともに各主催者及び競技役員の指示に従う義務を負うものとする。

第3条 シリーズの条件

本シリーズの成立は、全戦の50%以上の成立による。

第4条 競技成立台数

本シリーズにおける各大会の各クラスの成立は、参加台数において3台以上とする。ただし、大会組織委員会が承認した場合、参加台数が3台に満たないときにおいてもクラスが成立する場合がある。(クラス1台以上の参加、出走でクラス成立する場合がある。)

第5条 シリーズポイント

5-1 シリーズ各クラス(1台以上の参加出走により)2戦以上の開催でシリーズ成立とする。

①各クラス1台以上の参加、出走でもクラス成立した場合は、ポイントを与える。

②本シリーズのランキングは、シリーズを通して2戦以上参加のドライバーを対象とする。

5-2 シリーズポイント基準表

各クラス毎に競技結果成績に基づき下記のポイントを与える。

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

5-3 本シリーズの得点は、JMRC北海道レース部会が付与するものであり、その最終判定はJMRC北海道レース部会にある。本部会は、シリーズ各戦の結果を尊重しつつ、疑義が生じた場合は当該競技会の審査委員会を召集し、調査の上、競技結果にかかわらずシリーズ得点の減点及び剥奪、並びに本シリーズ出場停止等の処分をする場合がある。

ただし、上記処分が科された場合でも当該競技は成立し、処分を受けた選手の当該競技会における順位、副賞は競技通り認められる。

第6条 シリーズ順位

6-1 得点は各シリーズともに全戦有効(第5条該当)とし、得点合計の多い者を上位とする。

6-2 複数のドライバーが同一の得点を得た場合は、出場回数の多い者が上位となり出場回数も同一の場合は、上位得点の回数が多い者を上位とする。当該シリーズの最高得点者はそのシリーズの本年度チャンピオンとして、JMRC北海道地域クラブ協議会より認定される。

6-3 シリーズ表彰は以下の通り認定する。

□各部門各クラス6位以内とする。

但し、参加台数に応じ変更する場合がある。

- 6-4 シリーズポイント取得対象者は、以下要件①②を満たした者とする。(JMRC北海道表彰要件に準ずる)
- ①JMRC北海道に加盟するクラブ団体の構成員に限られる。
 - ②JMRC北海道互助会加入者に限られる。
- 本規定に明記されていない項目については、各大会の特別規則書・公式文書で示される。

第7条 シリーズ分担金

主催者は、シリーズポイント対象者1名につき1,500円をシリーズ分担金として、JMRC北海道に納入する。

第8条 その他項目

本規定に明記されていない項目については、各大会特別規則書・公式文書にて示される。

第9条 本規定の解釈

本規定に疑義が生じた場合は、JMRC北海道レース部会により決定される。

第10条 本規定の施行

本規定は、2016年4月1日をもって施行される。